

## 利用料金のご案内

相談は無料です

### 日常生活自立支援サービス 料金表

★サービスには次の利用料が必要です★

訪問サービス	福祉サービス利用援助	1,000円/回
	日常的金銭管理サービス	
書類等預かりサービス(貸金庫利用料)		7,200円/年 (月額600円)

※ただし、生活保護を受給されている方は無料です。

★その他、サービス実施に伴う費用については、利用者の実費負担となります。

日常的金銭管理サービス…振込手数料等の実費、その他諸費用

実施  
主体

### ご利用についてのご相談・お問い合わせ

#### 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-1(堺市総合福祉会館内)

TEL/FAX **072-232-7771** (直通)

TEL:072-232-5420(代表) FAX:072-221-7409(代表)

URL:<http://www.sakai-syakyo.net>

### 区事務所 サービスのご説明・ご案内

- ◆ 堺区事務所 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1(堺市役所本館内)  
TEL:226-2987 FAX:226-1952
- ◆ 中区事務所 〒599-8236 堺市中区深井沢町2470-7(中区役所内)  
TEL:270-4066 FAX:270-4088
- ◆ 東区事務所 〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)  
TEL:287-0004 FAX:287-0444
- ◆ 西区事務所 〒593-8324 堺市西区鳳東町6-600(西区役所内)  
TEL:275-0255 FAX:275-0266
- ◆ 南区事務所 〒590-0141 堺市南区桃山台1-1-1(南区役所内)  
TEL:295-8250 FAX:295-8260
- ◆ 北区事務所 〒591-8021 堺市北区新金岡町5-1-4(北区役所内)  
TEL:258-4700 FAX:258-4770
- ◆ 美原区事務所 〒587-8585 堺市美原区黒山167-1(美原区役所内)  
TEL:369-2040 FAX:369-2060

# 日常生活自立支援事業

## のご案内

どんな福祉サービスがあるのかな?  
公共料金の支払いはどうしていたかな?

くらしの安心を  
お手伝いします





# 日常生活自立支援事業ってなんですか？



日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営むことができるように、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常の金銭管理を行うことにより、在宅生活を支援する制度です。

堺市社会福祉協議会では平成12年(2000年)10月より実施しています。

## こんなお手伝いをします

### 事業の内容

# 1

### 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの利用、または利用をやめるために必要な手続きや助言
- 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する支援

# 2

### 日常的な金銭管理サービス

- 年金及び福祉手当の受領に必要な支援
- 税金や社会保険料、医療費、公共料金を支払う手続き
- 日常の生活費(食費や日用品費など)についての助言
- 預貯金の出し入れ、解約などの手続き

☆日常生活にどのくらいのお金が必要か一緒に考えて、計画的にお金をつかえるようお手伝いをします。

# 3

### 書類等預かりサービス

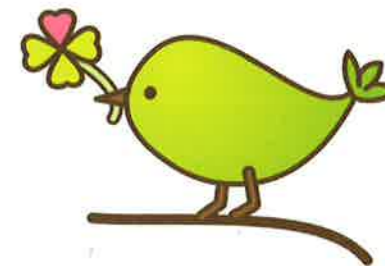
- 保管できる書類など
    - ・年金証書
    - ・実印や銀行印
    - ・その他
  - 預金通帳
  - 証書(保険証書、権利証、契約書類など)
- 預かることが適当と認められた通帳・証書類(宝石、貴金属、骨董類は除く)



# ご利用いただける方

### ご利用対象者

- ①堺市内で生活し、認知症や知的障害、精神障害のある方で福祉サービスを利用するための手続きがよくわからなかったり、毎日のお金を管理するのがひとりでは不安な方などです。
- ②堺市社会福祉協議会と交わす契約書に定めるサービスの内容についての理解と契約の意思が確認できる方が対象となります。



## サービスを利用するには

### 手続きの流れ

### 1 相談

ご本人、ご家族のほか、専門機関の窓口からの相談や利用の受付をします。

### 2 訪問調査

状況把握と調査により、意思能力の判定を行います。必要に応じ、契約締結審査会で審査する場合があります。

### 3 支援計画/契約内容の作成

支援計画と契約内容案をつくり、ご本人に確認します。

### 4 契約の締結

ご本人と当会で契約書を取り交わします。

### 5 生活支援員によるサービス開始

### 6 契約の終了

ご本人からの解約・堺市外へ転居されたとき・長期入院や施設入所により、ご本人の生活にふさわしい援助ができなくなったとき・能力の低下・ご本人が亡くなられたとき…など

